

医療法人博仁会
介護職員等特定処遇改善加算にかかわる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善については、これまでに何度か取り組みが行われてきました。令和元年10月の介護報酬の改定においては、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うため、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算を算定するにあたり、下記の3つの要件を全て満たしている必要があります。

1. 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っている
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた「見える」化を行っている

「見える化」とは、上記算定要件についての賃金改善以外の具体的な取り組み内容を法人ホームページに掲載し、公表していることを指します。

当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みは以下の通りです。

処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算Ⅰ
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及びⅡ
	介護職員等ベースアップ等支援加算

職場環境等要件	
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化を実施
資質向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	業務調整を行う事で、有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	手順書作成、介護システム利用による情報共有や作業負担軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティングを通じ職場内コミュニケーション円滑化による介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容改善を実施